

四日市市告示第278号

四日市市公印規則(昭和34年四日市市規則第8号)第16条第1項により公印の印影を縮小した印影を印刷して使用するので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年5月18日

四日市市長 田中俊行

1 名称 三重県四日市市長印

2 寸法 方10ミリメートル

3 印影



4 印刷印影物 警告書 (四日市市自転車等放置防止条例施行規則 第7条)  
引取通知書 (四日市市自転車等放置防止条例施行規則 第11条)

(都市整備部 道路管理課)